

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成27年11月30日（平成27年（行個）諮問第188号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行個）答申第188号）

事件名：特定日付けで水・大気環境局長宛てに提出されたものについて本人に係る情報の提供先が分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月8日付け環東地総発第1507082号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、開示されていない保有個人情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

一部分の開示であったため（グループ企業と説明した企業名が記載されていなかった）。

##### （2）反論書

環境省と業者の契約書の中で「個人情報の取り扱い」の項目がある。その中の請負者とは、元請業者だけなのか、下請業者も含むものなのか知りたい。

また、契約書の中で、「発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又はその他必要な事項の通知を請求することができる。」とあるが、任意に締結される民間事業者間の契約であるから、個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律、また、法の適用はどうなるのか知りたい。自己情報の管理のためにも、開示してもらいたい。

下請の業者といわれても環境省から委託されている業者が知ることができなければ、同意書等に印を押すことはないと思う。なぜなら、詐欺の可能性も否定できないと思われる。

以上のことから下請業者名であっても開示してもらいたい。

### (3) 意見書

審査請求人から、平成28年1月5日付け（同日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分は一部分だけの開示であるので、原処分に記載のあるとおり全部開示を求めているので、その主張について検討する。

本件請求保有個人情報の提供先は、「平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号、以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等の実施のため、特定事務所が発注した事業の受注業者である。また、受注事業の実施に当たっては、受注業者（元請業者）と下請業者との間で下請契約を締結し、下請業者は受注業務を総合的に企画、指導及び調整する立場にある受注業者（元請業者）の傘下に入り、その一部として業務を実施するものである。

審査請求人は、原処分はグループ企業と説明した企業名が記載されなかったので一部分だけの開示であることが本件審査請求の理由としているが、事業の発注者である特定事務所と直接的な関係が生じるのは、下請業者を含め、受注業務を総合的に企画、指導及び調整する立場にある受注業者である。

よって、本件開示請求の対象となる文書は、特定事務所から受注業者に提供した文書以外に存在していない。

したがって、原処分について、グループ企業と説明した企業名が記載されなかったことから、一部分の開示であるとして全部開示を求める審査請求人の主張には理由がない。

### 2 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年11月30日 諮問の受理

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を収受     |
| ③ 平成28年1月5日  | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ 平成29年2月22日 | 審議                |
| ⑤ 同年3月2日     | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、グループ企業の企業名が開示されていないから全部開示ではないとして本件対象保有個人情報の特定を争っているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) まず、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁が理由説明書（第3の1）において、本件請求保有個人情報の提供先につき、「特定事務所が発注した事業の受注業者である」としている点は、「環境省本省及び特定事務所が発注した事業の受注業者である」の誤りであり、また、「本件開示請求の対象となる文書は、特定事務所から受注業者に提供した文書以外に存在していない」としている点は、「本件開示請求の対象となる保有個人情報が記録された文書は、特定事務所が開示した文書以外に存在していない」の誤りであるとのことであった。
- (2) 次に、原処分において、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 特定地域は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域となっており、特定地域については、国直轄事業により国が除染等の措置等を実施している。

環境省では、放射性物質汚染対処特措法30条2項に基づき、特定地域内における除染対象となる土地、建物等の関係人について把握するため、特定地方公共団体の長から次の情報が記録された固定資産課税台帳（電子データ）一式の提供を受けている。

(i) 土地・家屋の被課税者の氏名、住所及び現在の連絡先等

(ii) 土地・家屋の属性（土地の地番・地目・地積、家屋の家屋番号・構造・床面積等）

そして、これらを基に、特定事務所において、除染対象ごとの関係人を網羅した名簿（以下「関係人名簿」という。）を作成している。

よって、本件開示請求にある「自己情報」（以下「本件情報」とい

う。)は、固定資産課税台帳及び関係人名簿に記載された開示請求者(審査請求人)の情報である。

イ 本件情報については、特定事務所から別紙の3に掲げる各業務(以下「本件3業務」という。)の受注業者に提供されており、具体的には、①平成23年度特定地域除染等の措置に必要な事前調査業務においては、上記アの固定資産課税台帳(電子データ)一式、②平成24年度特定地域除染等の措置に係る関係人に対する同意取得支援業務においては、上記アの固定資産課税台帳(電子データ)一式、関係人名簿及び除染実施同意書案等、③平成25年度特定地域除染等工事(同意取得支援業務分)においては、関係人名簿及び除染実施同意書の写し等がそれぞれ提供されている。

ウ 本件3業務の実施に当たっては、除染対象となる土地や建物等の関係人の個人情報が必要となるため、別紙の3に掲げる受注業者は、その管理責任において、業務の実施に必要な個人情報を下請業者と共有しているが、下請業者は業務に係る契約の直接の相手方ではないため、特定事務所から下請業者に本件情報を提供していない。

エ そして、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定した経緯については、特定事務所において、本件情報の提供先が記載された文書を探索したところ、「平成27年度特定地域除染等工事監督支援業務」のファイルの中に、当該提供先を含む受注業者名や事業名等が記載された特定地域における除染関連業務に関する一覧表があったため、当該一覧表のうち、当該提供先であることが確認できた受注業者に係る行の右脇に手書きで「○」印を付すことにより、別紙の3に掲げる文書を作成して、その全部を開示する原処分を行った。

なお、当該確認は、当該一覧表に記載された各業務の特記仕様書に開示請求者が居住する特定行政区の記載があるか否かにより行ったものである。

(3) 諮問庁は、本件3業務の受注業者に本件情報を提供した旨を説明しているため、当審査会事務局職員をして本件3業務に係る契約書等の保有の有無を確認させたところ、環境省本省が発注した業務(上記(2)イ①)分以外は保有しているとのことであったことから、他の2業務(以下「本件2業務」という。)に係る契約書及び仕様書の提出を受け、当審査会において確認したところ、契約書には受注業者名が明記されており、仕様書の記載によれば、当該受注業者が本件情報の提供を受けたことを認識し得るものと認められる。

そうすると、これら契約書等も本件請求保有個人情報が記録された文書に該当し得るとも考えられたため、この点について、当審査会事務局

職員をして諮問庁に確認させたところ、開示請求者（審査請求人）は、本件開示請求に先立って、本件3業務に係る契約書等についての開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行っており、これに対して原処分の2日前に、環境大臣及び処分庁が開示決定等（以下「別件開示決定等」という。）をしていることから、本件開示請求は、上記契約書等以外に「自己情報の提供先」について開示を求めたものであると解釈し、上記契約書等については、本件請求保有個人情報記録された文書には該当しないと判断したとのことであった。

- (4) また、諮問庁は上記(2)ウのとおり、下請業者は業務に係る契約の直接の相手方ではないから、下請業者に本件情報を提供していないというが、特定事務所において、下請業者が本件情報の提供を受けた旨が読み取れる文書を保有しているのであれば、これも本件請求保有個人情報が記録された文書に該当し得るものと考えられる。

そこで、審査請求人の土地等に係る除染関連業務に従事し、本件情報の提供を受けた下請業者を確認し得る文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件2業務の仕様書上、本来、受注業者が特定事務所に提出する再委任等承諾申請書、下請業者が受注業者に提出する見積書、受注業者が下請業者に提出する発注仕様書、受注業者と下請業者との間の業務注文書・業務請書などの書類を特定事務所が提供を受けるところとされているところ、特定事務所が実際に保有しているものと保有していないものがある。

イ 本来保有すべき書類を保有していない原因としては、①特定事務所が発足した特定年月日の体制は全体で40名であり脆弱であったこと、②特定地方公共団体除染担当は当初から2名であり、契約行為等を支援する事務担当職員をあてがうことができない中、平成24年度及び平成25年度においては、19行政区での住民説明会の開催、仮置場確保のための地権者との交渉のほか、除染等工事の特記仕様書や工事費積算資料の作成等の発注手続業務にも従事しており、これらの業務の実施に忙殺され、再委任等承諾の手続、受注業者からの提出資料等の確認が不十分であったことが考えられる。

ウ 上記アの書類のうち特定事務所が保有する書類には、いずれも審査請求人の土地等に係る除染関連業務に従事し、本件情報の提供を受けた下請業者を確認し得る文書と認めるに足りる記載はなく、当該書類は、本件請求保有個人情報が記録された文書に該当するものではない。

- (5) そこで、以下、検討する。

ア 諮問庁から、別件開示請求及び別件開示決定等に係る開示請求書及

び開示決定通知書の提出を受けて確認したところ、本件3業務に係る契約書等について開示決定等がされていることは、諮問庁の上記(3)の説明のとおりと認められる。そうすると、本件において、これらの契約書等が本件請求保有個人情報記録された文書に該当しないとするについては理由があると認められる。

イ また、諮問庁から、上記(4)ウの書類の提出を受けて確認したところ、当該書類に、審査請求人の土地等に係る除染関連業務に従事し、本件情報の提供を受けた下請業者を確認し得る記載はないから、当該書類は本件請求保有個人情報記録された文書に該当しないとの諮問庁の上記(4)ウの説明は不自然とはいえず、その他本件請求保有個人情報に該当するものとして特定すべきと認められる情報を特定事務所が保有していることをうかがわせる事情は認められない。

ウ したがって、審査請求人が開示を求めるグループ企業の企業名が記載された文書に記録された保有個人情報を特定事務所において保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

(1) 原処分において開示された本件対象保有個人情報記録された別紙の3に掲げる文書の作成経緯について、諮問庁は、上記2(2)エのとおり説明するが、法は、開示請求時点において存在する保有個人情報をあるがままの状態を開示することを求めるものであるため、処分庁が行った保有個人情報の特定の方法は不適切である。

処分庁においては、今後、法の趣旨を正しく踏まえ、適切に対応することが望まれる。

(2) 上記2(4)アのとおり、特定事務所において本来保有すべき文書が保有されていなかったことが認められる。大規模災害後の繁忙の時期であったことは理解し得るものの、当該文書を保有していれば本件対象保有個人情報記録されていた可能性もあるのであるから、処分庁においては、適切な文書管理に一層努めることが望まれる。

### 5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとしていることは、東北地方環境事務所において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

特定年月日付け特定記号番号で環境省水・大気環境局長あてに提出されたものについて、自己情報の提供先（以下の内容）

- ・ 土地・家屋の被課税者の氏名及び住所並びに現在の連絡先等
- ・ 土地・家屋の属性（土地の地番・地目・地積・家屋の家屋番号・構造・床面積等）

### 2 本件対象保有個人情報

特定年月日付け特定記号番号で環境省水・大気環境局長あてに提出されたものについて、自己情報の提供先

- ・ 土地・家屋の被課税者の氏名及び住所並びに現在の連絡先等
- ・ 土地・家屋の属性（土地の地番・地目・地積・家屋の家屋番号・構造・床面積等）

### 3 本件対象保有個人情報が記録された文書

特定地域における除染関連業務に関する一覧表であって、そのうち、以下の各行の右脇に手書きで「○」印が付されているもの

区分	予算年度	業務名	受注業者
事前調査（数量調査，線量調査，建物調査，同意書案作成）	H 2 3	平成 2 3 年度特定地域除染等の措置に必要な事前調査業務	特定法人 A
同意取得支援	H 2 4	平成 2 4 年度特定地域（その 1）除染等の措置に係る関係人に対する同意取得支援業務	特定法人 B
除染工事	H 2 5	平成 2 5 年度特定地域除染等工事（その 2）	特定法人 A・特定法人 C・特定法人 D・特定法人 E・特定法人 F